○内閣府告示第三百八十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　郡山市

二　地域再生計画の名称　郡山市全市域水クリーンアップ構想

三　地域再生計画の区域の範囲　郡山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百八十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び那須烏山市

二　地域再生計画の名称　小さくともキラリと光る那須烏山市活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　那須烏山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）及び強い農業づくり交付金（三の六）

○内閣府告示第三百八十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び飯能市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と地域の魅力が奏でるまち　はんのう再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飯能市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百八十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第千百四十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　諏訪市

二　地域再生計画の名称　ものづくりメッセ諏訪構想に基づく諏訪地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　諏訪市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）

○内閣府告示第三百八十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第四百九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　滋賀県蒲生郡日野町

二　地域再生計画の名称　人と自然が共生する快適な環境のまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　滋賀県蒲生郡日野町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　姫路市

二　地域再生計画の名称　魅力ある教育創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　姫路市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（三の五⑤）及び公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（三の六）

○内閣府告示第三百九十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県、竹原市、三原市及び東広島市

二　地域再生計画の名称　安全・安心で賑わいのあるみなと創出計画

三　地域再生計画の区域の範囲　竹原市、三原市及び東広島市の区域の一部（竹原港、忠海港、安芸津港及び長浜漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第三百五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県、岩国市及び柳井市

二　地域再生計画の名称　人と海と地域の交流ひろがる柳井みなとまち再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩国市及び柳井市の区域の一部（由宇港、柳井港、通津漁港及び阿月漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第百九十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県及び山口県大島郡周防大島町

二　地域再生計画の名称　「生涯現役の島づくり」周防大島みなと再生プラン